

平成23年第2回基山町議会（定例会）会議録（第5日）						
招集年月日	平成23年6月10日					
招集の場所	基山町議会議場					
開閉会日時	開会	平成23年6月20日	13時30分	議長	後藤信八	
及び宣告	閉会	平成23年6月20日	14時23分	議長	後藤信八	
応（不応） 招議員及び 出席並びに 欠席議員 出席13名 欠席0名	議席番号	氏名	出席等の別	議席番号	氏名	出席等の別
	1番	神前輔行	出	8番	大山勝代	出
	2番	久保山義明	出	9番	片山一儀	出
	3番	牧菌綾子	出	10番	品川義則	出
	4番	木村照夫	出	11番	林博文	出
	5番	河野保久	出	12番	松石信男	出
	6番	重松一徳	出	13番	後藤信八	出
	7番	鳥飼勝美	出			
会議録署名議員	3番	牧菌綾子	4番	木村照夫		
職務のため議場に出席した者の職氏名	(事務局長) 古賀敏夫		(係長) 鶴田しのぶ		(書記) 寺崎一生	
地方自治法 第121条に より説明の ため出席 した者の 職氏名	町長	小森純一	子ども課長	毛利俊治		
	教育長	大串和人	農林係長	高木久幸		
	総務課長	小野龍雄	まちづくり推進課長	大久保敏幸		
	企画政策課長	岩坂唯宜	会計管理者	平野勉		
	財政課長	安永靖文	教育学習課長	内山敏行		
	税務住民課長	重松俊彦	保育園長	熊本弘樹		
	健康福祉課長	眞島敏明	生活環境係長	内山十郎		
議事日程	別紙のとおり					
会議に付した事件	別紙のとおり					
会議の経過	別紙のとおり					

会議に付した事件

- | | | |
|------|---------|--|
| 日程第1 | | 総務文教常任委員長報告（付託議案第29、30、31、32、37、38号議案） |
| 日程第2 | | 厚生産業常任委員長報告（付託議案第33、35、36、38、39号議案） |
| 日程第3 | 意見書案第3号 | 津波対策推進法案の早期成立を求める意見書 |
| 日程第4 | 意見書案第4号 | 当面の電力需給対策に関する意見書 |
| 日程第5 | 意見書案第5号 | 震災からの復興に向けた補正予算の早期編成を求める意見書 |
| 日程第6 | 意見書案第6号 | 原子力発電所の安全対策の強化等を求める意見書 |
| 日程第7 | 意見書案第7号 | 義務教育費国庫負担制度拡充を求める意見書 |
| 日程第8 | 意見書案第8号 | 原発行政のあり方と玄海原発の安全対策に関する意見書 |
| 日程第9 | | 所管事務等の調査について |

～午後 1 時30分 開議～

○議長（後藤信八君）

ただいまの出席議員数は13名で定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。

去る16日より休会中の本会議を開議します。

議題に入ります前に、執行部より第29号議案の説明内容の訂正について発言の要求がありましたので、発言を認めます。総務課長。

○総務課長（小野龍雄君）

第29号議案 基山町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正についての議案審議の質問に対しまして、改正前条文中、1週間が7日に改正されたことの7日は土、日を含まないと回答をいたしておりましたが、議員からの御指摘がありまして、人事院規則の運用通知等を確認いたしましたところ、原則として連続する七暦日として取り扱うこととなっております。このことにより、7日には土曜、日曜も含むことになり、私の本会議での回答が間違っておりましたので、訂正をさせていただきたいと思います。大変御迷惑をかけて本当に申しわけありませんでした。

日程第1～2 総務文教常任委員長報告、厚生産業常任委員長報告

○議長（後藤信八君）

それでは、日程第1．総務文教常任委員長報告、日程第2．厚生産業常任委員長報告を一括して議題とします。

まず初めに、総務文教常任委員長の審査報告を求めます。鳥飼総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（鳥飼勝美君）（登壇）

それでは、ただいまより総務文教常任委員会の審査報告をさせていただきます。

第29号議案 基山町職員の勤務時間、休暇に関する条例の一部改正について

第30号議案 基山町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

第31号議案 基山町非常勤特別職の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

第32号議案 基山町税条例の一部改正について

第37号議案 佐賀縣市町総合事務組合理約の変更に係る協議について

第38号議案 平成23年度基山町一般会計補正予算（第1号）中付託分（歳入全般及び歳出1款、2款、9款、10款、14款）について

本委員会は、6月15日付付託された上記の議案を審査の結果、第29号、30、31、32、37、38号議案は原案を可決すべきものと決定しましたので、会議規則第76条の規定により報告します。

なお、第29号、31号、38号議案に対する審査の経過は次のとおりです。

記

第29号議案 基山町職員の勤務時間、休暇に関する条例の一部改正について

人事院規則の改正に関連して、基山町の運用基準の作成の有無についてただしたところ、現在、運用基準はつくっていないので、10カ町総務課長会議の中で確認するとの説明を受けた。

なお、当委員会での執行部の説明では、特別休暇7日に土、日、祝日を含まないという説明であったが、その後、委員より疑義があり、執行部に問いただしたところ、説明に瑕疵があり、土曜、日曜、祝日を含む7日であるとの釈明があった。

第31号議案 基山町非常勤特別職の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

基山町史に関し問い合わせが多いが、対応できているかとただしたところ、現在、担当が対応している。今後、問い合わせがふえる可能性がある。集めた資料は町民会館や旧役場に保管しているが、未整理分も残っているので、臨時雇用を考えているとの説明を受けた。

第38号議案 平成23年度基山町一般会計補正予算（第1号）中付託分（歳入全般及び歳出1款、2款、9款、10款、14款）

歳入

15款1項1目1節

九州電力株式会社との地役権設定72,481千円の内容についてただしたところ、この地役権設定については地方自治法が平成19年3月に改正され、行政財産に地役権の設定が可能となったので、九州電力が順次、地役権の設定を行っている。金額の積算は土地の鑑定価格の26%として、九州全域で適用しているとの説明を受けた。

歳出

2款1項6目1節

まちづくり推進審議会委員報酬35千円は委員2名の追加分であるが、委員を公募するに当たり、平日の昼間を避けるなどの配慮をするようただしたところ、委員会の開催については多くの委員が参加できる体制になるよう検討するとの説明を受けた。

2 款 2 項 1 目 19 節

消耗品費326千円及び鳥栖・基山連携強化事業負担金323千円の内容をただしたところ、125cc以下のバイクについて鳥栖と基山の同一デザインによるナンバープレート1,000枚の作成費等である。現在、基山町で保管する在庫475枚が無駄にならないかただしたところ、新旧を併用するとの説明を受けた。

10 款 1 項 2 目 28 節

育英資金繰出金19千円に関し、その活用状況についてただしたところ、資金の残高は22年度末は10,943千円である。貸付予定は18人で約3,360千円、返済予定が26人、4,494千円で、23年度末には約12,000千円になる見込みであるとの説明を受けた。基金残高もあり、より借りやすくするよう要望した。

以上で総務文教常任委員会の審査報告といたします。

○議長（後藤信八君）

次に、厚生産業常任委員長の審査報告を求めます。品川厚生産業常任委員長。

○厚生産業常任委員長（品川義則君）（登壇）

それでは、厚生産業常任委員会の審査報告を行います。

第33号議案 基山町敬老祝金支給条例の一部改正について

第35号議案 町道の路線の廃止について

第36号議案 町道の路線の認定について

第38号議案 平成23年度基山町一般会計補正予算（第1号）中付託分（歳出3款、4款、6款、8款（付託を受けた歳出に関連する歳入の確認を含む））

第39号議案 平成23年度基山町下水道特別会計補正予算（第1号）

本委員会は、6月15日付付託された上記の議案を審査の結果、第33、35、36、38、39号議案は原案を可決すべきものと決定しましたので、会議規則第76条の規定により報告をいたします。

なお、第33、38、39号議案に対する審査の経過は次のとおりであります。

第33号議案 基山町敬老祝金支給条例の一部改正について

敬老祝金支給見直しについてただしたところ、子育て支援事業、高齢者福祉事業等への重点配分と、将来的には長寿祝金という考え方で見直し、現行の6段階（70歳、77歳、88歳、90歳、99歳及び100歳以上）を3段階（77歳、88歳、100歳）とする。

今後の高齢者福祉政策をどのように進めるのかとただしたところ、平成23年9月議会で新たな高齢者福祉事業を上程したいとのことである。具体的事業は高齢者（65歳以上）インフルエンザ接種補助を拡大し、現行個人負担1千円を500円にする。65歳以上の肺炎球菌ワクチン接種補助（3千円）を現行1回だったのを2回目の接種も補助をするとの説明を受けました。

また、町老人クラブ補助金を町老人クラブ連合会加入区（1区・3区・5区・7区・9区・11区）に補助をしておりますが、それ以外の活動をされている区の団体に対しても補助ができるように対応したいとの説明を受けました。

各区の活動されている老人クラブへの補助金額をふやし、環境美化活動や健康増進活動への支援と高齢者福祉政策を今後とも充実をするように要望いたしました。

また、少数意見として、100歳以上の高齢者に対して祝金の支給と見直し分の予算で循環バスを2台にするようにとの意見もございました。

第38号議案 平成23年度基山町一般会計補正予算（第1号）中付託分（歳出3款、4款、6款、8款（付託を受けた歳出に関連する歳入の確認を含む））

歳出

3款1項2目11節

老人福祉費の需用費1,031千円の修繕料についてただしましたところ、老人憩の家ふる場がシロアリの被害があるので修理するとのことであります。

老人憩の家は老朽化しており、毎年修繕等の費用がかかっています。委員会としましては、健康増進の温泉施設を備えた施設を新しく建設し、老人の福祉の拠点となるような計画を検討するように要望いたしました。

6款2項2目19節

美しい森林づくり基盤整備補助金464千円についてただしましたところ、植林地の間伐9カ所、3.89ヘクタール、作業道120メートルの国庫補助であるとの説明を受けました。補助率は、国2分の1、受益者負担2分の1であるとの説明を受けました。

森林の荒廃を防ぐため、町は整備計画を策定し、森林保全に努めるよう要望をいたしました。

第39号議案 平成23年度基山町下水道特別会計補正予算（第1号）

歳出

2 款 1 項 1 目 11 節

汚水処理施設事業費の需用費657千円の修繕料に関連して、きやま台と本桜の汚水処理施設も老朽化が進んでおり、毎年多額の修繕料がかかっております。委員会としましては、今後、下水道計画の見直しが必要になってくるので、企業会計方式を検討するように要望いたしました。

以上、当委員会の審査結果について慎重に審査の上、議員各位の御賛同を賜りますようお願い申し上げます、厚生産業常任委員会の審査報告を終わります。

○議長（後藤信八君）

以上で各委員長の審査報告はすべて終了いたしました。

これより討論、採決を行います。

第29号議案 基山町職員の勤務時間、休暇に関する条例の一部改正についてに対する討論を行います。片山議員。

○9番（片山一儀君）（登壇）

29号議案は所轄なんですが、あえて反対の立場で討論をいたします。

29号議案は人事院規則が改正されたことに伴い、基山町職員の勤務時間、休暇に関する条例の改正が必要であるとの理由で、人事院規則をほぼコピーされた形で本議会に上程されました。

反対する理由は次の2点であります。

第1点は、基山町職員が置かれた公務員という地位、役割を考えずに、非常時における住民の安全・安心の確保という公務員の使命よりも職員の権利を優先させた条例改正であるからであります。

国家公務員というのは、国家公務員定員法で64万1,000人と定められております。中身は、非現業国家公務員、現業職国家公務員、警察官及び自衛官等の特別職公務員から成り、たくさんの機能を有しているところは御承知のとおりであります。それらの規模でもって約1億2,800万人の国民に対する安全・安心を担保しているわけであります。しかるに基山町職員は145名で、町民に対する約1万8,000人弱の安全・安心を担保しなければならない。基山町職員は行政サービスの第一線を担っております。この特性を踏まえ、何の制約も加えず条例を改正しようとするものであります。

委員長報告で制約というか、運用規則を定めるようなそういう趣旨の発言はありましたけ

れども、本条例を認めると、非常時における基山町民に対する安全・安心の確保に支障が生じることは自明であります。例えば、放射能汚染が基山町にあった、あるいはホットスポットができた、その地域に職員が特別休暇をとった場合には基山町の職員による行政サービスはできなくなります。

第2点は、私が一般質問の冒頭で申し上げましたように、議員の特性の一つとして、議員は法律や行政及び論理的思考にたけていなくても議員になれるわけであります。ゆえに行政は議会に条例等を上程する場合には、その道のプロとして十分に研究されて上程されなければならない。しかるに本議会は、先ほど陳謝がありましたように、いろいろそごがありました。瑕疵もありました。法定外休暇の原則的な理解が私は不十分であったと。行政のプロとしてこの法定外休暇、これに対する理解があればこういうことは起こらなかったと思うんですね。

議会がこのような行政力の甘さを看過すれば、あるいはチェックを怠れば、行政は再びこのような轍を踏む可能性がないとは言えないのであります。有権者の方々には見識の高い方もおられるでしょう。委員長報告が求めるような議決を議会が行えば、議会は有権者の信頼をなくす嚆矢となりかねません。議会議員が町民の代表として自認するならば、公務員としての使命を達成できるように基山町の特性に配慮した実行可能な条例、実態に合った条例、あるいは運用規則を制定し、それを添付した条例の再提出を求めるべきではないかと考えております。

以上の理由をもって本案には反対すべきだと考えています。町民の代表を公言される議員諸氏の慎重審議を提案いたして、反対討論を終わります。

○議長（後藤信八君）

ただいま反対討論がありました。次に賛成討論ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤信八君）

ないようですので、討論を終わります。

第29号議案を採決します。本案に対する総務文教常任委員長の報告は可決であります。本案を総務文教常任委員長の報告どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（後藤信八君）

起立多数と認めます。よって、第29号議案は原案どおり可決しました。

続いて、第30号議案 基山町職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてに対する討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤信八君）

ないようですので、討論を終わります。

第30号議案を採決します。本案に対する総務文教常任委員長報告は可決です。本案を総務文教常任委員長報告どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（後藤信八君）

全員起立と認めます。よって、第30号議案は原案どおり可決しました。

第31号議案 基山町非常勤特別職の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてに対する討論を行います。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤信八君）

ないようですので、討論を終わります。

第31号議案を採決します。本案に対する総務文教常任委員長報告は可決です。本案を総務文教常任委員長報告どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（後藤信八君）

全員起立と認めます。よって、第31号議案は原案どおり可決しました。

第32号議案 基山町税条例の一部改正についてに対する討論を行います。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤信八君）

ないようですので、討論を終わります。

第32号議案を採決します。本案に対する総務文教常任委員長報告は可決です。本案を総務文教常任委員長報告どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（後藤信八君）

全員起立と認めます。よって、第32号議案は原案どおり可決しました。

第33号議案 基山町敬老祝金支給条例の一部改正についてに対する討論を行います。大山議員。

○8番（大山勝代君）（登壇）

敬老祝金支給条例の一部改正に反対の立場で発言します。

このことについては、以前からの経過は皆さん御承知のとおりですが、平成22年3月、昨年3月、この改正案が全会一致でここで否決されています。そして、平成23年2月全員協議会での議題になりましたが、これも賛成の見通しが見つからないということで執行部が取り下げられました。そこで、その後の3月議会の当初予算では6,870千円が計上されています。そして可決されています。その時点で私は、よかった。少なくともこの1年は従来どおり祝金が町民の方に届けられる。だけど、その後、その先が問題だな。町長は強い意志で祝金の削減をされようとしているから、いつそれが廃止になるか時間の問題だなと思っていました。しかし、時間の問題といっても、よもやこの6月議会に出されるとは思いもよりませんでした。これは町民にうそをついたと言われても仕方ないことではないでしょうか。

この間の一連の論議の中で私がわかったことは、この祝金がまず削減ありきだったということです。議会から疑義が出ると、後付としていろいろ高齢者対策が出されてきました。初めから高齢者対策を本気で充実させようとは考えられていなかったのではないかとことです。端的には、その提案理由が子育て支援対策事業に重点配分を行うと書かれています。70歳の10千円の廃止、88歳の20千円から10千円への減額、90、99歳の20千円と30千円の廃止、そして100歳以上の廃止、その4,290千円が子育て支援に回るというのを知って基山町の高齢者の方々が、「うん、わかった。もうそれは大事かけんが」と思われるのでしょうか。前にも言ったことがあります。基山町は高齢者への施策が十分でない町の人少なからずは思っています。その後、取ってつけたようにインフルエンザや肺炎球菌接種の助成拡大等が理由として上げられています。

私が納得いかないのは、この1年がなぜ待てなかったかということです。年間50億円もの予算規模の基山町で、この1年間だけでも4,000千円ほどの削減を急ぐ必要があるのかわかりません。2月の全協の折に、もし町長が、今回、改正案は出さないけれども、来年3月当初予算では出したい、理解してほしいなどの発言があれば、私もほかの議員の方たちも町民の方にこの1年間で説明ができたと思います。70歳については今の時代まだ敬老でもない

だろうということです。そして、ほかの自治体でも70歳10千円というところはありません。でも逆に「基山町はいいよね。70歳からもらえるけんね」と、この基山町の祝金を評価されるのではないのでしょうか。ようやく70歳になった人のささやかな一度の楽しみ、今回まではもらえるとっていた人を裏切ることになると思います。

最後になりますが、私はせめて1年間先延ばししてほしいと思います。その間、高齢者対策はこのように充実していきたいと町民の方に説明し、御理解願って祝金の削減をしてほしいと思い、私の反対討論とします。議員の皆さんの御賛同をよろしく申し上げます。

○議長（後藤信八君）

ただいま反対討論がありました。

次に、賛成討論ありますか。牧菌議員。

○3番（牧菌綾子君）（登壇）

初めてこの問題を見ましたときに、一度否決した議案であることは承知しております。ただ、支給見直しの理由として説明を受けました中で、その予算を子育て支援、高齢者福祉事業などへの配分に重点を置いてシフトさせていくという考えであること。その具体的事業として、インフルエンザ接種補助の現行、個人負担1千円を500円に、65歳以上の肺炎球菌ワクチン接種を1回を2回にするという内容、さらに老人クラブ連合会に未加入で活動されている区の老人クラブに対しても今後補助ができるよう対応したいという意思を示されたことで高齢化の加速度がスピードを増して進んでいることを考えれば、平成23年度9月議会で新たな高齢者福祉事業を上程したいとお聞きしておりますので、時代の変化やニーズに適用させた事業をこちらも要望していきたいと賛成いたしました。

以上でございます。

○議長（後藤信八君）

続いて討論は。反対討論ですね。片山議員。

○9番（片山一儀君）（登壇）

今、審議をされた厚生産業常任委員会の方から反対と賛成の討論がありました。私は、厚生産業委員会が賛意を表したと。何人でこうなったか知りませんが、驚いております。33号議案は少子・高齢化、核家族化等の進行は基山町においても深刻な問題であり、この問題の対策の一環として子育て支援対策事業等への予算の重点配分を行うことに伴い、現金支給の敬老祝金の見直しを行うため、基山町敬老祝金支給条例を改正する必要があると提案理

由にあります。

本条例のねらいは、少子・高齢化、あるいは核家族化等の進行は極めて深刻な問題であり、この問題の対策の一環として子育て支援に対する予算の重点配分を行うということでありましょう。基山町の税収は確かに70,000千円か80,000千円ぐらい年間で減っておると認識をしているんですけども、これは課税対象者の減少、すなわち人口減、それから急速な高齢化、勤務者の所得減等に起因している減収だろうと考えております。税収が減少する現在、新たな事業を起こすためには財源を発掘しなければなりません。新たな財源を確保する一方策として敬老祝金、町長の言葉をかりれば、長寿祝金の対象も1つに上がることは理解はできます。

しかしながら、次の理由で本条例に反対せざるを得ません。1つは、子育て支援対策事業等への予算重点配分を行うための財源捻出は敬老祝金だけなんでしょうか。ラスパイレス指数99.3にも及ぶ職員給与、あるいは年間4,000千円ぐらいの計算になると聞いておりますが、町長の退職金、よその例は引きたくありませんが、鳥栖市長さんは退職金の返納ということを公約されました。あるいは議員報酬、各議員のために予算化されている100千円の必要性があるかないかわからない研修費、私は、この研修費も必要があれば予算化をすべきだと。予算があって行くんじゃないかと、必要があれば予算化をすべきだと考えておりますが、あるいはまた各種委員報酬、日当5,700円等々、財源捻出をするための見直しすべき歳出はたくさんあるはずであります。敬老者のみを対象にするには総体的な財政健全化改革が必要であります。その際、まず行政側が身を削ることが必要ではないでしょうか。町民に負担を負わせることなく、行政がまず身を削ることが必要だと思う。総体的な財政改革を立案せず敬老祝金だけを対象とするのは、思いつき行政のそしりを免れません。そして、それだけでいろんな事業をやるというのはびほう的な処置でしかない。もっと総合的な、総体的な検討施策がないと基山町の行政はよくなりません。

それから2点目は、敬老祝金、すなわち町長が言われる長寿祝金の支給対象者に平均寿命を超えない77歳が設定されております。まさに論理に一貫性がない。長寿は何をもって長寿とするのか。それでは、じゃ70歳を削った理由は何なのか。出せて、長寿ということであれば、平均寿命との一案でしょう。そうすると、77歳も削るべきであります。個人的なことで、私はことし該当しますが、これは返納させていただきます。議会で宣言をいたします。

また、町長の説明にありました。なぜ来年の3月に出さないのか、新人議員5名がおられ

るから、新たな目で検討してほしいと、さきの案に修正を加え議案として提出されました。これは新人議員がふなれ、あるいは過去のいきさつを御存じないかもしれないという弱点と、いかどうか分からないんですけれども、そういうことにつけ入れようとしたこそくな手段であります。新たなる議員を愚弄するものではないでしょうか。やっぱり基山町の行政はもっと総合的に考察をし、分析をし、総合的な対策を打たないと、常にびほう的な処置だけをしていって、びほう的というのは破れた跡を繕うという意味ですけどね。逆に言えば、思いつきなことだけでやっていく、そのときの思いつきだけで行政をリードしていく、こういうことがあっては、基山町は将来が私は暗いと言わざるを得ない。こういう行政を改めるべきだと思っております理由を上げさせていただいたんですけど、以上の理由をもって本案に反対すべきだと考えております。

先ほど申し上げましたけど、町民を代表される公言される議員諸氏の再度の慎重審議を提案させていただいて、反対討論を終わります。

○議長（後藤信八君）

ほかに討論ありませんか。重松議員。

○6番（重松一徳君）（登壇）

今、片山議員のほうから反対討論をされて、私も反対討論をしますけれども、若干、反対討論の理由が違いますので、あえて反対討論をさせていただきます。

私は、見直しそのものにだめなんだとは思っておりません。見直しをするべきところはしなければならないというふうに思っておりますが、今度の敬老祝金支給条例の一部改正については、以下の3点の理由で反対をいたします。

まず第1点は、昨年3月議会で否決しました敬老祝金支給条例の提案理由は、高齢化の進展や平均寿命が延びる中で、より優先度の高い高齢者施策や介護保険制度施策の基盤となる事業や継続を図るためと言われました。その中で大変な議論をして、最終的には全議員で否決をいたしました。今回の提案理由は先ほども言われましたけれども、少子・高齢化、核家族化等の進行は深刻な問題であり、この問題の対策の一環として子育て支援対策事業等への予算配分を行うことに伴い、現金支給の敬老祝金の見直しを行うというふうになっています。同じ敬老祝金支給条例の見直しについて、どうして提案理由に一貫性がないのかというのは大山議員も言われましたけれども、私もそういうふうに思っております。

それから、先ほども委員長報告がありました。9月議会で高齢者へのインフルエンザ接種

補助を拡大し、個人負担を500円にする事業や高齢者肺炎球菌ワクチンの2回目の接種補助を検討すると、大変立派なことだと思いますし、しなければならないと思いますけれども、本来この事業は敬老祝金の支給の見直しとはやっぱり関係がないと。支給条例を見直さなくてもしなければならない事業ではないのかというふうに思っています。これが第1の理由です。

第2の理由は、どうして長寿を祝うという趣旨ならば、100歳以上を削減するのかというのがわかりません。特に長寿であり、この長寿をどこに持つのかというのは、これは町長の考えで、100歳をして、あとは削減というふうにされたんでしょうけれども、私はぜひともこの100歳以上に祝金の支給をしていただきたいというふうに思っております。

町長は、100歳以上の方は自分でお金を使うことは余りなく、お孫さんにお小遣いをやったりというふうなことを言われました。今、100歳以上の高齢者の方が入院されたり、介護施設に入ったりで、逆に言えば大変肩身の狭い思いをされている高齢者の方もいらっしゃいます。基山町として長寿を祝うという中で、私はこの100歳以上に敬老祝金を支給すべきではないのかなと思っています。町長の交際費や社会福祉協議会からの祝金というのではなくて、基山町の予算の中から長寿を祝い、そして畏敬の念をあらわす、これが大変私は大事だというふうに思っています。

第3の理由は、23年度予算、3月議会で可決しました。そして、3カ月後の6月議会で修正という問題です。どうしてあと1年待てなかったのかというのが大山議員は言われました。これは執行部の責任じゃないんです。私どもが9月議会で22年度の決算をいかに慎重審議してその中で議論をしていくのか、その中で見直しがあれば当然私は見直しをしなければならないというふうに考えております。ぜひとも私は、事業仕分けといえは大変今おこがましい言い方になるかもしれませんが、私たち議会が、そして議員が予算をどのように使っていくのかをやっぱり認定する中で審議しなければならない。その中で見直しを逆に議員のほうで町長に提案するところは提案をしなければならないというふうに考えております。

今回まちづくり基本条例もできました。その12条には、議会の役割と責務というものも明記しています。私たちが町民に対して説明責任があります。どのように執行部が提案したのを私たちが決めるのかという責任が私たちにあるというふうに思っています。

私は、今回の支給条例については否決して、そして9月議会で十分審議をして、そして来年の3月、24年度の当初予算に反映させていくというのが一番大事だというふうに今考えて

います。結果が同じになるかもしれません。議論をして、そして議員みんなで決めたのが、今回町長が提案されている内容になるかもしれません。しかし、私はその経過が今一番大事だというふうに思っております。

最後ですけれども、100歳以上の高齢者に50千円を支給にこだわらなくてもいいから、私は支給していただきたいと先ほど言いました。いや、重松の考えは甘い、センチメンタリズムと言われるかもしれませんが、政治は弱い立場の人にもっと優しさがあっていいのではないのかなと思っています。先ほど少し100歳以上の高齢者の方について話をしましたけれども、自分の身の回りにいらっしゃる100歳以上の高齢者の方が今どういう立場にいてどういう生活をして、そして日々何を考えていらっしゃるのか考えてもらえれば、これが単に1つの議案として可決する可決しないというよりも、いかに私たちが高齢者のことを考えていくのかというふうな中身にもなるだろうというふうに思います。そのためにもぜひとも9月の議会で認定をする中で私たちが一緒に考えたいというのを申し上げまして、反対討論にいたします。

よろしく願い申し上げます。

○議長（後藤信八君）

ほかに討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤信八君）

討論は以上でないようですので、討論を終わります。

第33号議案を採決します。本案に対する厚生産業常任委員長報告は可決であります。本案を厚生産業常任委員長報告どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（後藤信八君）

起立多数と認めます。よって、第33号議案は原案どおり可決しました。

第35号議案 町道の路線の廃止についてに対する討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤信八君）

ないようですので、討論を終わります。

第35号議案を採決します。本案に対する厚生産業常任委員長報告は可決であります。本案

を厚生産業常任委員長報告どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（後藤信八君）

全員起立と認めます。よって、第35号議案は原案どおり可決しました。

第36号議案 町道の路線の認定についてに対する討論を行います。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤信八君）

ないようですので、討論を終わります。

第36号議案を採決します。本案に対する厚生産業常任委員長報告は可決であります。本案を厚生産業常任委員長報告どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（後藤信八君）

全員起立と認めます。よって、第36号議案は原案どおり可決しました。

第37号議案 佐賀県市町総合事務組合理約の変更に係る協議についてに対する討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤信八君）

ないようですので、討論を終わります。

第37号議案を採決します。本案に対する総務文教常任委員長報告は可決であります。本案を総務文教常任委員長報告どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（後藤信八君）

全員起立と認めます。よって、第37号議案は原案どおり可決しました。

第38号議案 平成23年度基山町一般会計補正予算（第1号）に対する討論を行います。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤信八君）

ないようですので、討論を終わります。

第38号議案を採決します。本案に対する総務文教常任委員長及び厚生産業常任委員長報告

は可決であります。本案を原案どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（後藤信八君）

起立多数と認めます。よって、第38号議案は原案どおり可決しました。

第39号議案 平成23年度基山町下水道特別会計補正予算（第1号）に対する討論を行います。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤信八君）

ないようですので、討論を終わります。

第39号議案を採決します。本案に対する厚生産業常任委員長報告は可決であります。本案を厚生産業常任委員長報告どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（後藤信八君）

全員起立と認めます。よって、第39号議案は原案どおり可決しました。

日程第3 意見書案第3号

○議長（後藤信八君）

日程第3. 意見書案第3号 津波対策推進法案の早期成立を求める意見書を議題とします。

これより採決します。意見書案第3号を原案どおり採択と決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（後藤信八君）

全員起立と認めます。よって、意見書案第3号は採択と決しました。

日程第4 意見書案第4号

○議長（後藤信八君）

日程第4. 意見書案第4号 当面の電力需給対策に関する意見書を議題とします。

これより採決します。意見書案第4号を原案どおり採択と決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（後藤信八君）

全員起立と認めます。よって、意見書案第4号は採択と決しました。

日程第5 意見書案第5号

○議長（後藤信八君）

日程第5. 意見書案第5号 震災からの復興に向けた補正予算の早期編成を求める意見書を議題とします。

これより採決します。意見書案第5号を原案どおり採択と決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（後藤信八君）

全員起立と認めます。よって、意見書案第5号は採択と決しました。

日程第6 意見書案第6号

○議長（後藤信八君）

日程第6. 意見書案第6号 原子力発電所の安全対策の強化等を求める意見書を議題とします。

これより採決します。意見書案第6号を原案どおり採択と決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（後藤信八君）

全員起立と認めます。よって、意見書案第6号は採択と決しました。

日程第7 意見書案第7号

○議長（後藤信八君）

日程第7. 意見書案第7号 義務教育費国庫負担制度拡充を求める意見書を議題とします。

これより採決します。意見書案第7号を原案どおり採択と決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（後藤信八君）

全員起立と認めます。よって、意見書案第7号は採択と決しました。

日程第8 意見書案第8号

○議長（後藤信八君）

日程第8. 意見書案第8号 原発行政のあり方と玄海原発の安全対策に関する意見書を議題とします。

これより採決します。意見書案第8号を原案どおり採択と決するに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（後藤信八君）

起立少数と認めます。よって、意見書案第8号は不採択と決しました。

日程第9 所管事務等の調査について

○議長（後藤信八君）

日程第9. 所管事務等の調査についてを議題とします。

本件については、総務文教常任委員長、厚生産業常任委員長より提出された別紙所管事務調査事項記載どおり、会議規則第72条の規定により本件を承認と決するに異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（後藤信八君）

御異議なしと認めます。よって、以上のとおり決定いたしました。

今期定例会に付議された事件はすべて議了しました。

以上をもちまして平成23年第2回定例会を閉会します。

～午後2時23分 閉会～

基山町議会会議規則第120条の規定により、ここに署名する。

平成 年 月 日

基山町議会議長 後藤 信 八

基山町議会議員 牧 菌 綾 子

基山町議会議員 木 村 照 夫